

◎憩いの里ホームヘルプサービス

訪問介護

種別	サービスに要する時間		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半 未満	1時間半以上 (30分増 す毎に)
身体介護	① 利用料金		2,440円	3,870円	5,670円	820円
	②うち、介護保険から 給付される金額		2,196円	3,483円	5,103円	738円
	③利用料金に係る 自己負担 (①-②)		244円	387円	567円	82円
種別	サービスに要する 時間	20分以上 45分未満		45分以上		
生活援助	④利用料金	1,790円		2,200円		
	⑤うち、介護保険から 給付される金額	1,611円		1,980円		
	⑥利用料金に係る 自己負担 (④-⑤)	179円		220円		

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

※ 初回加算 200円/月

※ 緊急時加算 100円/月

※ 身体介護に引き続き20分以上の生活援助を行ったとき、20分から計算して25分を増す毎に65円を負担します。

★上記料金は、1回あたりの料金です。

★「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

★上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

★平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

★2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

例) 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合。あるいは暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合等

★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

★新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等に同行訪問した場合、初回加算が加算されます。

★緊急に利用者又は家族からの要請を受けてサービス提供責任者とケアマネが連携を図り、必要と認められた時に居宅サービスの身体介護を行った場合、緊急時加算が加算されます。

介護予防訪問介護

支給区分	(Ⅰ) おおむね週1回	(Ⅱ) おおむね週2回	(Ⅲ) おおむね週3回
①利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
②うち、介護保険から給付される金額	10,584円	21,141円	33,543円
③サービス利用に係る 自己負担額 (①-②)	1,176円	2,349円	3,727円

※ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) を算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

※ 初回加算 200円/月